

<記載例①> (記載例①の解説及び注意事項等は、3ページを御覧ください。)

* この記載例は、引越し等による住所の変更について、登記記録上の住所を現在の住所に一致させる場合に、本人が申請書を作成して申請する場合のものです。

代理人によって申請する場合の記載例については、4ページ以下の記載例②を御覧ください。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には
何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 1番所有権登記名義人住所変更（注1）

原因 令和1年6月20日住所移転（注2）

変更後の事項 住所 ○○市○○町一丁目5番2号（注3）

申請人 ○○市○○町一丁目5番2号（住民票コード12345678901）（注4）

法務太郎印（注5）

連絡先の電話番号00-0000-0000（注6）

添付情報

登記原因証明情報（注7）

令和1年7月1日申請 ○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

登録免許税 金2,000円（注8）

不動産の表示（注9）

不動産番号 1234567890123（注10）

所在 ○○市○○町一丁目

地番 23番

地目 宅地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所在 ○○市○○町一丁目23番地

家屋番号 23番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2階 38・62平方メートル



契印 (注 11)

＜記載例①の解説及び注意事項等＞

- (注 1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するのかを表示します。付記登記（「付記 2 号」などの登記）がある場合でも、主番号（「1 番」など）のみを記載します。
- (注 2) 住民票の写しに記載されている住所移転の日を記載します。数回住所移転している場合は、最後に移転した日を記載します。
- (注 3) 住民票の写しに記載されている現在の住所を記載します。
- (注 4) 住民票コード（住民基本台帳法第 7 条第 13 号に規定されているもの）を記載した場合は、住所の変更を証する情報（住民票の写し）の提出を省略することができる場合があります（注 7 参照）。
- (注 5) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載し、末尾に認印を押してください。
変更後の住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください（既に国内連絡先となる者が登記されている場合を除く。詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））。
- (注 6) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載します。
- (注 7) 住所の変更を証する情報として、住民票の写しを添付します。この住民票の写しには、登記記録上の住所、現在の住所及び住所移転の日が記載されている必要があります（住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。）。
登記記録上の住所から 2 回以上住所を変更している場合は、現在の住民票の写しによっては、以前に登記記録上の住所に住んでいたことを証明できない場合がありますので、その場合は、戸籍の附票の写し（本籍地の市区町村役場で発行）など、登記記録上の住所から現在の住所までの移転の経緯が分かる書類を添付してください。
以上によっても住所移転の経緯を証明することができない場合には、申請する不動産を管轄する登記所に事前に御相談ください。
なお、住民票コードを記載した場合（注 4）には、登記記録上の住所から現在の住所までの移転の経緯を証明することができれば、別途住所の変更を証する情報を提供する必要はありません。
- (注 8) 登録免許税額を記載します。登録免許税は、土地又は建物 1 個につき 1,000 円です。
登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて、免除の根拠となる法令の条項を記載します。
なお、登録免許税を現金で納付する場合にはその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、それぞれ申請書と一緒にしてつづり、つづり目に必ず契印をしてください（申請人が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人が契印することで、差し支えありません）。
- (注 9) 登記の申請をする不動産を登記記録（登記事項証明書等）に記録されて

いるとおりに正確に記載してください。

- (注10) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- (注11) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

<記載例②>

(記載例②の解説及び注意事項等は、7ページを御覧ください。)

* この記載例は、引越し等による住所の変更について、登記記録上の住所を現在の住所に一致させる場合に、登記申請を代理人に委任する場合のものです。

本人が申請する場合の記載例については、1ページ以下の記載例①を御覧ください。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には
何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 1番所有権登記名義人住所変更（注1）

原因 令和1年6月20日住所移転（注2）

変更後の事項 住所 ○○市○○町一丁目5番2号（注3）

申請人 ○○市○○町一丁目5番2号（住民票コード12345678901）（注4）
法務太郎（注5）

添付情報

登記原因証明情報（注6） 代理権限証明情報（注7）

令和1年7月1日申請 ○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

代理人 ○○市○○町二丁目6番3号
法務花子印（注8）
連絡先の電話番号00-0000-0000（注9）

登録免許税 金2,000円（注10）

不動産の表示（注11）

不動産番号 1234567890123（注12）
所在地 ○○市○○町一丁目
地番 23番
地目 宅地
地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012
所在地 ○○市○○町一丁目23番地
家屋番号 23番
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43・00平方メートル
2階 38・62平方メートル



契印 (注 13)

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町二丁目6番3号 法務花子 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和1年7月1日

〇〇市〇〇町一丁目5番2号
法務太郎印

記

登記の目的 1番所有権登記名義人住所変更

原 因 令和1年6月20日住所移転

変更後の事項 住所 〇〇市〇〇町一丁目5番2号

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地
地 積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012
所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号 23番
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43・00平方メートル
2階 38・62平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

＜記載例②の解説及び注意事項等＞

- (注 1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するのかを表示します。付記登記（「付記 2 号」などの登記）がある場合でも、主番号（「1 番」など）のみを記載します。
- (注 2) 住民票の写しに記載されている住所移転の日を記載します。数回住所移転している場合は、最後に移転した日を記載します。
- (注 3) 住民票の写しに記載されている現在の住所を記載します。
- (注 4) 住民票コード（住民基本台帳法第 7 条第 13 号に規定されているもの）を記載した場合は、住所の変更を証する情報（住民票の写し）の提出を省略することができる場合があります（注 6 参照）。
- (注 5) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載してください。
変更後の住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください（既に国内連絡先となる者が登記されている場合を除く。詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））。
- (注 6) 住所の変更を証する情報として、住民票の写しを添付します。この住民票の写しには、登記記録上の住所、現在の住所及び住所移転の日が記載されている必要があります（住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。）。
登記記録上の住所から 2 回以上住所を変更している場合は、現在の住民票の写しによっては、以前に登記記録上の住所に住んでいたことを証明することができない場合がありますので、その場合は、戸籍の附票の写し（本籍地の市区町村役場で発行）など、登記記録上の住所から現在の住所までの移転の経緯が分かる書類を添付してください。
以上によっても住所移転の経緯を証明することができない場合は、申請する不動産を管轄する登記所に事前に御相談ください。
なお、住民票コードを記載した場合（注 4）には、登記記録上の住所から現在の住所までの移転の経緯を証明することができれば、別途住所の変更を証する情報を提供する必要はありません。
ただし、登録免許税が免除される場合は、非課税を証する書面を添付する必要があります。
- (注 7) 登記申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、6 ページのとおりです。
- (注 8) 所有権の登記名義人（所有者）から登記の申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。
- (注 9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。
- (注 10) 登録免許税額を記載します。登録免許税は、土地又は建物 1 個につき 1,000 円です。
登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて、免除の根拠となる法令の条項を記載します。
なお、登録免許税を現金で納付する場合にはその領収証書を貼り付けた

用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙(割印や消印をしないでください。)を貼り付けた用紙を、それぞれ申請書と一緒にしてつづり、つづり目に必ず契印をしてください。

(注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書等)に記録されているとおりに正確に記載してください。

(注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(注13) 申請書が複数枚にわたる場合は、代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。